

	二とを示す。	生物学的評価 第1部 リスクマネジメントプロセスにおける評価及び対策及びJTST 6001:「歯科用医療機器の生体適合性の評価」	生物由来の物質が組み込まれた動物の原産地に関する情報等を採取した動物の原産地に関する情報等を保持し、非ト由来組織等の處理、保存、封緘及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体に対する妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、適用	個人、器具物質のリスク評価 が認知された後格に従つて リスク管理が階層化・実施され いることを示す。	JIS T 14971:「医療機器 - リスクマネジメントの医療機器へ の適用」	4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物 質は、この製品に含まれた 原料又は材料を組み入れた 機器ではない。
7 医療機器及び医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。 一 取扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器から他の微生物源又は藻類を、合理的に実行可能な限り、適切に除減すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	適用	要求項目を包含する開示された基準に適合することを示す。	5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。
8 医療機器及び体外診断用医薬品の製造工程は、患者、使用者及び第三者（医療機器の使用にあたって第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。）に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。 一 取扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器から他の微生物源又は藻類を、合理的に実行可能な限り、適切に除減すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	適用	要求項目を包含する開示された基準に適合することを示す。	6 細菌状態で出荷される医療機器は、再度用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従つて、包装の梱扱又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された保管条件の下で無菌状態を維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。
9 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、封緘及び封緘手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。	適用	生物由来の物質は、この製品に含まれた機器ではない。	7 細菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、受当世が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。
10 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて医療学的に管理及び監視された動物から採取されなければならぬ機器ではない。	適用	非ヒト由来の組織、細胞及び物質は、この製品に含まれた機器ではない。	8 滅菌を施さなければならぬ医療機器は、滅菌されたを施さなければならぬ機器ではない。

9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を常としないよう所定の清浄度を維持するものでなければならぬ。使用前に滅菌を施さなければならぬ医療機器の包装は、衛生物が染の危険性を最小限に抑え得るようるものでなければならない。 この場合の包装は、滅菌方法を考慮した通常のものでなければならない。	適用	要求項目を含する公的規格又は規格に記載された品質ニユーチーム規格の製品の清浄度及び品質等が該機器に付する各命令(ヨコハマ市立病院の清浄度及び品質等)に適合する。	医療機器及び外診断用医薬品の製造管理及び品質等が該機器に付する各命令(ヨコハマ市立病院の清浄度及び品質等)に適合する。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようしなければならない。 (製造又は使用医療機器に対する配慮)	不適用	使用前に滅菌を施さなければならぬ医療機器ではない。	滅菌及び非滅菌の両方の状態で供給される機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
第9条 医療機器又は外診断装置又は装置と組み合わせて使用される場合、接觸系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は外診断装置が持つ性能が組み合わされないようにしなければならぬ。 組み表示するか添付文書に明示しておかなければならぬ。	不適用 (該当する場合)	組み合せ機器で運営される場合の組合せを示す。	組み合せ機器で運営される場合の組合せを示す。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に関連する危険性	適用	傷害に関する物理的特性が件件を与えるリスクをもつ機器ではない。	傷害に関する物理的特性が件件を与えるリスクをもつ機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関連する危険性	不適用	他の原材料、物質及びガスと同時に使用しない。	他の原材料、物質及びガスと一緒に使用しない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性	適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
五 検体を取り扱う危険性	不適用	検体を取り扱う機器ではない。	検体を取り扱う機器ではない。	未定

六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性	適用	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	リスク管理が認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
七 保守又は校正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定器しくは制御の機構の精度が低下する場合などに発生する危険性	適用	医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最も小限度に抑えるよう設計及び製造されることは極めて困難な場合に接觸して使用される医療機器について、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最も小限度に抑えるよう設計及び製造されることは極めて困難な場合に接觸して使用される医療機器について、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最も小限度に抑えるよう設計及び製造されることは極めて困難な場合に接觸して使用される医療機器について、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	不適用	通常使用時及び一旦故障状態において、火災又は爆発の危険性を最も小限度に抑えるよう設計及び製造されることは極めて困難な場合に接觸して使用される医療機器について、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	通常使用時及び一旦故障状態において、火災又は爆発の危険性を最も小限度に抑えるよう設計及び製造されることは極めて困難な場合に接觸して使用される医療機器について、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
3 医療機器は、すべての薬物の安全が處理を容易にできるように設計及び製造されなければならない。	不適用	特別な操作手続が不要。通常の医療産業薬物としで処理できる機器である。	特別な操作手續が不要。通常の医療産業薬物としで処理できる機器である。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
(測定又は診断機能に対する配慮)				
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていないなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	測定機能を有しないとする機器ではない。	測定機能を有しないとする機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
2 診断用医療機器は、その使用目的に基づじ、適用が科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるよう設計及び製造されていなければならぬ。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び認知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	不適用	診断用医療機器は、その使用目的に基づじ、適用が科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるよう設計及び製造されていなければならぬ。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び認知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	診断用医療機器は、その使用目的に基づじ、適用が科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるよう設計及び製造されていなければならぬ。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び認知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらは較正器又は標準物質に割り当てられている量の過及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらは較正器又は標準物質に割り当てられている量の過及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらは較正器又は標準物質に割り当てられている量の過及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	表示装置等を有しない。測定又は診断機能を有する機器ではない。	表示装置等を有しない。測定又は診断機能を有する機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
5 數値で表現された値については、可能な限り標準化された一致度が単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでない。	不適用	未定	未定	未定

なければならない。 (放射線に対する防護)		
第11条 医療機器は、その使用目的に沿つて、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的かつ適切に防護するよう設計、製造及び包装されなければならない。	不適用	この製品は放射線を照射しないとする機器ではない。
2 医療機器の放射線出力について、医療上を上回ると判断される特徴の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危険が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、当該医療機器は、既存する可変ペラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は放射線を照射しないとする機器ではない。
3 医療機器が、潜伏的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を遮蔽する遮蔽的表示又は遮蔽的警告を具備していかなければならない。	不適用	この製品は放射線を照射しないとする機器ではない。
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は後赤線による患者、使用者及び第三者への被曝を限り解消するよう設計及び製造されなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、照射用の防止法並びに照射中の固有の危険性の併除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。	不適用	この製品は放射線を照射しないとする機器ではない。
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学形状及びエネルギー分布(又は強度)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は電離放射線を照射しないとする機器ではない。
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は電離放射線を照射しないとする機器ではない。
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及び工	不適用	この製品は電離放射線を照射しないとする機器ではない。

エネルギー並びに必要に応じ、放熱線ビームのエネルギー一分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。		
(能動型医療機器に対する記述)		
第112条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されていかなければならぬ。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から衍生する危険性を適切に除外又は緩和できるよう、適切な手段が講じられてなければならない。	不適用	電子プログラムを保有しない内蔵した機器ではない。
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられてなければならない。	不適用	電気回路を保有しない内部電源を有する機器ではない。
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されなければならない。	不適用	電気回路を保有しない外部電源に接続する機器ではない。
4 患者の體床ペーメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康状態につながる状態に陥った場合、それを使用指針に知らせる適切な警報システムが具備されなければならない。	不適用	この製品は電床ペーメータをモニタする機器ではない。
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスク及び合理的かつ適切に防減するよう設計及び製造されていかなければならぬ。	不適用	電気回路を保有しない電磁的妨害を発生する機器ではない。
6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するよう設計及び製造されなければならない。	不適用	電気回路を保有しない電磁的妨害を受けける機器ではない。
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に操作され及び保守されており、通常使用及び車両搬送において、機械的な電離放射線を可能な限り防止できるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	電気回路を保有しない車両搬送で電離放射線を照射しないとする機器ではない。
(機械的危険性に対する記述)		
第113条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されなければならない。	不適用	機械的リスクはない。

2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されてなければならない。		不適用	この製品は、リズミカルによる振動を発生しないとする機器ではない。	この製品は、自己検査機器又は自己診断機器ではない。
3 医療機器は、噪音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における噪音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する噪音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されてなければならない。		不適用	この製品は、リズミカルによる噪音を発生しないとする機器ではない。	この製品は、自己検査機器又は自己診断機器ではない。
4 使用音操作しがたいばならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式(油圧式)若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端子及び接続部、可能性のあるすべての危険性が最も限に抑えられるよう、設計及び製造されなければならない。		不適用	端子部を保有しないとする。使用者が電気、ガス又は水圧式(油圧式)若しくは空圧式のエネルギー源に接続する機器ではない。	自己検査医療機器等には、合規的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が確認できる手筋を含めておかなければならぬ。
5 医療機器のうち容易に燃えることのできる部分(従属的加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することとのないようにしなければならない。(エネルギーを供給する医療機器に対する種類)		不適用	潜在的に危険な温度にならない。然を発生する機器ではない。	(製造業者、製造販売業者が提供する情報) 使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提示されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならぬ。
1 条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保護するため、供給量の設定及び端特ができるよう設計及び製造されなければならない。		不適用	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するもの機器ではない。	会員登録及び該当する認証規格に適合していることを示す。
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正エネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー又は物質の供給原からの危険量のエネルギー又は物質の偶發的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられていないければならない。		不適用	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するもの機器ではない。	JIS T 6609-2:2014「施用用グローバー・ペースメント第一部：レジン被覆型セメント」 9.表示及び添付文書
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記され、医療機器に表示する操作、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び機能等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。		不適用	この製品は、エネルギー又は物質を患者に供給するもの機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
16 条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従って収集されなければならない。		適用	認知された基準に従ってデータが収集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について 第2の1別紙2(米食第0331032号 平成17年3月31日) 第2の2別紙2。
2 閲用機器は、医療機器の臨床試験の実施の基準に附する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従って実行されなければならない。		不適用	医療機器の基準に従って臨床試験を必要とする機器ではない。	

厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成 17 年厚生労働省告示第 112 号）別表の 281
基本要件適合性チェックリスト（眼科用グラスボリアルケノエート系レジンセメント基準）

第一章 一般的要件事項			
基本要件 (該当)	当該機器の 適用・不適用	当該機器への 適用・不適用	特定文書の確認
第1条 医療機器（専ら動物のために使用されることが目的とされたもの）を除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に並べ、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた製造販売業者等の指示によって適正に使用された場合において、患者の健康状態及び安全が損なわないよう、医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用の際に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して耐容できる範囲内にあり、萬能の地盤及び安全の確保が可能なように設計及び製造されなければならない。	適用	要求項目を包含することをされた基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器又は製造業者（以下「製造販売業者等」という。）は、最新の技術に沿って医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性が要求される場合、製造販売業者等は各危険についての残存する危険性が評価される範囲内にあると判断されるよう危険性を管理しなければならない。この場合には、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実現可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段（警報装置を含む。）により、実行可能な限り低減すること。	適用	リスク管理が認知された根拠に従ってリスク評価が計画・実施されていることを示す。	JST 14971:「医療機器マネジメントの適用」

四 第二号に基づく危険性の除外を行つた後に残存する危険性を示すこと。

(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を發揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含することをされた基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲外において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において再生しうる負荷を受け、かゝへ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	適用	要求項目を包含することをされた基準に適合することを示す。	JST 14971:「医療機器マネジメントの適用」
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び精耕に従つた条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	該件、包装及び貯蔵に関する社会的規則又は認知規格のリスク管理の条件は、運送及び保管を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起これりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	リスク分析を行い、便益を検査する。	JST 14971:「医療機器マネジメントの適用」

(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を發揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含することをされた基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲外において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において再生しうる負荷を受け、かゝへ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	適用	要求項目を包含することをされた基準に適合することを示す。	JST 14971:「医療機器マネジメントの適用」
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び精耕に従つた条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されなければならない。	適用	該件、包装及び貯蔵に関する社会的規則又は認知規格のリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 169 号）
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起これりうる不具合を上回るものでなければならない。	適用	リスク分析を行い、便益を検査する。	JST 14971:「医療機器マネジメントの適用」

JST 6609-2-2014 「歯科用ウオーターフォースセメント第一剤・レジン添加型セメント」
2部：レジン添加型セメント
4.品質の性能に対する項目
4.1.5.2.外観
②歯科用治癒安定性（クリープ率）に適用されるべき性質の項目に適合していることを示す。

4.3.5.3 操作時間（ルイゴー時間）
4.4.5.4 硬化時間（タイプ1及びタイプ3に適用）
5.初期固化時間（ルイゴー時間）

第二章 設計及び製造要求事項

	(6)半導体部品（マイナーニードル用） ④5.6 曲げ強さ ⑥熱溶解性 ⑨熱溶解性ひ素含有量 ⑩熱溶解性半導体含有量 ⑪5.7 X線透通性（表示した場合に適用） ⑫不溶性 ⑬5.8 色調及び色調安定性
--	---

第七条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならぬ。 一 寿命及び可燃性	適用	使用材料について、リスク管理が認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び液体との間の適合性	適用	使用材料について、リスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 0993-1: 「医療機器の生物学的評価—第1部：リスクマネジメントプロセスにおける評価及試験」及びJIS T 6001: 「医療機器の生体適合性の評価」
三 硬度、摩擦及び発効度等	適用	認知された規格に従つてリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971: 「医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用」

2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるよう設計、製造及び包装されていないければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接触時間及び接触頻度について注意が払われていなければならない。	適用	JIS T 0931-1:「医療機器の性能評価に関する規格」の第5章(品質)の「性能評価に関する項目」に適合する項目	JIS T 0931-1:「医療機器の性能評価に関する規格」の第5章(品質)の「性能評価に関する項目」に適合することを示す。	JIS T 0931-1:「医療機器の性能評価に関する規格」の第5章(品質)の「性能評価に関する項目」に適合することを示す。
3 医療機器は、通常の使用手帳の中で当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていないければならず、また、医療機器の用途が医薬品の扱いである場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び開発による基準に照らして適切な医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていないければならない。	適用	JIS T 14971:「医療機器-リース・カマネジメントの医療機器への適用」	JIS T 14971:「医療機器-リース・カマネジメントの医療機器への適用」	JIS T 14971:「医療機器-リース・カマネジメントの医療機器への適用」
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。	不適用	医薬品や医療用は含まれしません機器ではない。	医薬品や医療用は含まれしません機器ではない。	医薬品や医療用は含まれしません機器ではない。
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されていないければならない。	適用	JIS T 14971:「医療機器-リース・カマネジメントの医療機器への適用」	JIS T 14971:「医療機器-リース・カマネジメントの医療機器への適用」	JIS T 14971:「医療機器-リース・カマネジメントの医療機器への適用」
		認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	認知された基準の該当する項目に適合することを示す。	認知された基準の該当する項目に適合することを示す。

9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならぬ。医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようるものでなければならない。 この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	適用	要水五四色合を含むする全般的品質又は包装された品質マニュアル規格の製品の特徴度及半封筒管理の条件下適合する。	医療機器又は外診断用医薬品の製造管理に付与される名義(以下「JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」)。
10 同一又は類似の製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。 (製造又は使用環境に対する配慮)	不適用	滅菌及び非滅菌の両方の状態で供給される機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」。
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組成等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならぬ。製造者が患者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱において最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性を確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程にキヤビテされ、その除毛又は不毛化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由來の細胞、細胞及び物質は、この製品に含まれていれば、原料又は材料を組み入れた機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」。
5 特別な生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売者及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。	不適用	特別な生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるよう設計及び製造されなければならない。 一 物理的特性に関連した傷害の危険性
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされまい限り、販売された時点での滅菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	二 合理的に予測可能な外界からの影響 又は環境条件に関連する危険性
7 滅菌又は特別な生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認され、いろいろな適切な方法により滅菌又は特別な生物学的状態にするための処理が行われた上で貯蔵され、必要に応じて滅菌されているなければならない。	不適用	滅菌された又は特別な生物学的状態にある機器ではない。	三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びリスク
8 滅菌されなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌されたを施さなければならぬ機器ではない。	四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性
五 検体を誤認する危険性	不適用	検体を取り扱う機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」。

ならない。製造販売業者等は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び販売において最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。	不適用	ヒト由來の細胞、細胞及び物質は、この製品に含まれていれば、原料又は材料を組み入れた機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」。
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組成等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならぬ。製造者が患者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱において最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染性病原体対策のため、妥当性を確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程にキヤビテされ、その除毛又は不毛化を図り、安全性を確保しなければならない。	不適用	特別な生物学的状態にあることを表示した機器ではない。	第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるよう設計及び製造されなければならない。 一 物理的特性に関連した傷害の危険性
5 特別な生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売者及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	二 合理的に予測可能な外界からの影響 又は環境条件に関連する危険性
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされまい限り、販売された時点での滅菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	不適用	滅菌状態で出荷される機器ではない。	三 通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びリスク
7 滅菌又は特別な生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認され、いろいろな適切な方法により滅菌又は特別な生物学的状態にするための処理が行われた上で貯蔵され、必要に応じて滅菌されているなければならない。	不適用	滅菌された又は特別な生物学的状態にある機器ではない。	四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性
8 滅菌されなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	不適用	滅菌されたを施さなければならぬ機器ではない。	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」。

六 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干涉する危険性	適用	リスク管理が認知されることを示す。	JIS T 14971:「医療機器－リスク管理が計画・実施されていることを示す。」
七 保育や又は校正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の標準の精度が低下する場合などに発生する危険性	適用	リスク管理が認知されることは規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	JIS T 14971:「医療機器－リスク管理が計画・実施されていることを示す。」
2 医療機器は、通常の使用及び单一故障状態において、火災又は爆発のリスクを抱えている。	不適用	通常使用時及び单一故障状態において、火災又は爆発のリスクを抱えている。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
3 医療機器は、すべての医療物の安全処理を容易にできるように設計及び製造されているなければならない。	不適用	特別な医療手術器具が必要。通常の医療産業医薬物として処理できる機器である。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
(測定又は診断機能に対する互換)			
第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定期を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性的限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	不適用	測定機能を有しないとする機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定期を得られるよう設計及び製造されていなければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び誤知の干渉要因の管理並びに検出限界に遼切な注意を払わなければならない。	不適用	測定機能を有しない。診断支援機能を有する機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
3 診断用医療機器の性能が校正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの校正器又は標準物質は割り当てられている値の繩及生は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	不適用	校正器又は標準物質の使用に依存しない。診断支援機能を有する機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	不適用	表示装置等を有しない。測定又は診断支援機能を有する機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一一致的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでな	不適用	表示装置等を有しない。測定又は診断支援機能を有する機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。

六 これほばならない。			
(放射線に対する防護)			
第一1条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
2 医療機器の放射線出力について、医療上の有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の児童又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合においては、線量が使用者によつて制御できるように設計されなければならない。当該医療機器は、開運する可変ソーラーメータの許容される公差内で再现性が保証されるよう設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確実できる視覚的表示又は脳的警報を具備してなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は、被乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能に限り削減するよう設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
5 放射線を照射する医療機器の販売説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、医療用の助手法並びに照射中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されなければならない。	不適用	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。	この製品は、放射線を照射しないとする機器ではない。
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は標量)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は、電離放射線を照射しないとする機器ではない。	この製品は、電離放射線を照射しないとする機器ではない。
7 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めよう設計及び製造されなければならない。	不適用	この製品は、電離放射線を照射しないとする機器ではない。	この製品は、電離放射線を照射しないとする機器ではない。
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射ドーピング量、ビームの遮蔽及びエネルギーを有する機器ではない。	不適用	この製品は、電離放射線を照射しないとする機器ではない。	この製品は、電離放射線を照射しないとする機器ではない。

ネルギー並びに必要に応じ、放射線ヒームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。		
	(能動型医療機器に対する配慮)	
第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに从つても故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を遡り除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられないなければならない。	不適用 電子プログラムを保有しない内蔵した機器ではない。	2 医療機器は、振動発生がは様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。
3 医療機器は、雑音発生がは様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されなければならない。	不適用 この製品は、リズムに伴う振動が発生しないとする機器ではない。	3 医療機器は、リズムに伴う振動が発生しないとする機器ではない。
4 使用者が操作しなければならない電気ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び機器部は、可能性のあるすべての危険性が量の限に拘えらるよう、設計及び製造されていなければならぬ。	不適用 接続部を保有しない。傳導端が電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式(油圧式)若しくは空圧式(油圧式)若しくは空圧式(油圧式)のエネルギー源に接続する機器ではない。	4 使用者が操作しなければならない電気ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び機器部は、可能性のあるすべての危険性が量の限に拘えらるよう、設計及び製造されていなければならぬ。
5 医療機器のうち容易に触れるところで、発熱的に加熱又は一定温度を維持する部分(通常は周辺部)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	不適用 潜在回路を保有しない。 内部電源を有する機器ではない。	5 医療機器は、患者に直接影響を及ぼす場合、電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されなければならない。
6 医療機器は、外部電源にて接続する機器で、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されなければならない。	不適用 外部電源にて接続する機器ではない。	6 医療機器は、電球・パーメータをモニタするもの機器ではない。
7 患者の通常ペラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死ニ一層甚萬な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されなければならない。	不適用 電気回路を保有しない。 電磁的妨害を受ける機器ではない。	7 (エネルギーを供給する医療機器に対する配慮) 第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保護するため、供給量の設定及び繋がりをできるよう設計及び製造されなければならない。
8 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的かつ適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。	不適用 電気回路を保有しない。 電磁的妨害を受ける機器ではない。	2 医療機器には、危険及び感電のある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止する医療機器は、患者及び使用者の安全を保護するため、供給量の設定及び繋がりをできるよう設計及び製造されなければならない。
9 医療機器は、意図された方法で操作できないために、電磁的妨害に対する十分な物理的耐性を維持するよう設計及び製造されなければならない。	不適用 電気回路を保有しない。 電磁的妨害を受ける機器ではない。	3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記載されなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、並いに操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならぬ。
10 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に操作され及び保守されており、通常使用及び单一故障状態において、偶発的な電擊リスクを可能な限り防止できよう設計及び製造されなければならない。	不適用 電気回路を保有しない。 電擊リスクを受ける機器ではない。	10 医療機器は、断時間短、不安定性及び可変性を有する機器ではない。

ネルギー並びに必要に応じ、放射線ヒームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。		
	(機械的危険に対する配慮)	
第13条 医療機器は、断時間短、不安定性及び可変性を有する機器ではない。	不適用 機械的リスクはねらい。 動作低劣、不安定性及び可変性を有する機器ではない。	2 医療機器は、振動発生がは様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。
3 医療機器は、雑音発生がは様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されなければならない。	不適用 この製品は、リズムに伴う振動が発生しないとする機器ではない。	3 医療機器は、リズムに伴う振動が発生しないとする機器ではない。
4 使用者が操作しなければならない電気ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び機器部は、可能性のあるすべての危険性が量の限に拘えらるよう、設計及び製造されていなければならない。	不適用 接続部を保有しない。傳導端が電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式(油圧式)のエネルギー源に接続する機器ではない。	4 使用者が操作しなければならない電気ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び機器部は、可能性のあるすべての危険性が量の限に拘えらるよう、設計及び製造されていなければならない。
5 医療機器のうち容易に触れるところで、発熱的に加熱又は一定温度を維持する部分(通常は周辺部)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	不適用 潜在回路を保有しない。 内部電源を有する機器ではない。	5 医療機器は、患者に直接影響を及ぼす場合、電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されなければならない。
6 医療機器は、外部電源にて接続する機器で、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されなければならない。	不適用 外部電源にて接続する機器ではない。	6 医療機器は、電球・パーメータをモニタするもの機器ではない。
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に操作され及び保守されており、通常使用及び单一故障状態において、偶発的な電擊リスクを可能な限り防止できよう設計及び製造されなければならない。	不適用 電気回路を保有しない。 電擊リスクを受ける機器ではない。	7 (エネルギーを供給する医療機器に対する配慮) 第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保護するため、供給量の設定及び繋がりをできるよう設計及び製造されなければならない。

(自己検査医療機器等に対する記載)	
第15条 自己検査医療機器又は自己検査医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技術及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び性能の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されてなければならない。	不適用
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、操作の取扱い中(機体を取り扱う場合に限る)及び検査結果の解釈における誤用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されなければならない。	不適用
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者が範囲したように機能することを、使用に当たつて使用者が検証できる手順を含めておかなければならぬ。	不適用
(製造業者・製造販売業者が提供する情報)	
使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報を提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	適用 会員登録された基準及び該当するする認知規格に適合していることを示す。
	医療機器の添付文書の記載について(案)平成第031003 号:平成17年3月10日) JIS T 6609-2:2014 齢料用立 オーターベースメント一審 2部:レンジ校閲セメント上 のみS-2(表手)及びS-3(説明 書) 9.表示及び添付文書
	JIS T 14971:「医療機器ーリスクマネジメントの適用」 リスク管理が認知された規 格に基づつてリスク管理が計 画・実施されていることを示 す。
(性能評価)	
第16条 医療機器の性能評価を行なうために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第二百四十五号)その他関係法令の定めることころに従つて収集されなければならない。	適用 認知された基準に従つてデータが収集されたことを示す。
2 評価試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成10年厚生労働省令第三十六号)に従つて実行されなければならない。	不適用 後発医療機器である。臨床試 験を必要とする機器ではない。